第４号様式（第８条関係）

議　事　録

<table>
<tr><td>会議名</td><td colspan="3">令和8年度　第2回寒川町都市計画審議会</td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="3">令和8年8月24日（月）
10時00分～12時00分</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="3">対面・オンライン併用会議（議会第1会議室、zoom）</td></tr>
<tr><td>出席者名、欠席者名及び傍聴者数</td><td colspan="3">委　員：小林誠、森一光、福岡正也、佐藤一夫、廣田淳生、
梶田佳孝、山田修嗣、石川永子、中村基寛、
大久保泰明、村田富雄、中丸博史（12名）

欠　席：内野晴雄、一條裕喜（2名）

事務局：都市建設部－飯尾部長
都市計画課－栢沼課長、大野技幹、前島主任技師、
上条主事
都市整備課－西島課長、大鷲副主幹
町長室　　－三橋専任主幹、山下副主幹、山仲主査

傍聴者：2名</td></tr>
<tr><td>議　題</td><td colspan="3">〇報告事項
(1) 改定寒川町みどりの基本計画の一部改定について
(2) 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について</td></tr>
<tr><td>決定事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>公開又は非公開の別</td><td>公開</td><td>非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）</td><td></td></tr>
</table>

議事の経過	**１．開　　会** 【飯尾部長】 皆様こんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、「令和 8 年度第 2 回寒川町都市計画審議会」を開催させていただきます。 私は、都市建設部長の飯尾と申します。よろしくお願いいたします。 本審議会は寒川町都市計画審議会条例第 1 条に記載のとおり、都市計画法第 77 条の 2 の規定に基づき設置しており、また、会議の公開については、寒川町自治基本条例の規定により、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開であり、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっていることから、ご入室をいただいておりますのでご了承をお願いいたします。 本日の出席委員は 12 名で、寒川町都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しているため、本日の会議は成立要件を満たしていることを報告すると共に、内野委員及び一條委員におかれましては所用のため欠席のご連絡をいただいております。また、猿渡委員におかれましては、8 月 8 日にご逝去されたとの報に接し、当面の間、自治会長連絡協議会からの選出委員は 1 名欠員となります。ここに謹んで哀悼の意を表し、故人のご冥福をお祈りいたします。 さて、審議会の議事につきましては、議事録を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後に、町ホームページ等により公開いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の審議会でございますが、概ね 1 時間程度を予定しておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、配付資料の確認でございます。 次第、 資料 1 審議会の条例、その裏面に資料 2 委員名簿、 資料 3 改定寒川町みどりの基本計画の一部改定について、 資料 4 改定寒川町みどりの基本計画（一部改定案)、 資料 5 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について、 資料は以上でございます。過不足はございませんでしょうか。 また、本日は Web 併用の会議となっております。ここで Web 参加の方へのお願い事項です。

	①会議の進行中は、委員の皆様の音声はミュートとなっております。 ②ご意見やご質問の際には挙手機能を使用していただき、司会からの指名の後、ミュートを解除してご発言ください。また、進行において司会が気づかない際には、マイクのミュートを解除してご発言ください。 ③資料につきましてはzoomの画面共有機能により共有いたします。 ④その他、途中で不具合がございましたらチャット又は電話にてご連絡ください。 続きまして、事務局の紹介です。事務局である都市計画課からは、栢沼課長、大野技幹、前島主任技師、上条主事が出席しております。また、本日は、寒川町みどりの基本計画の一部改定に関する報告があることから、当該計画を所管している都市整備課から、西島課長、大鷲副主幹が出席しており、町長室特命担当から、三橋専任主幹、山下副主幹、山仲主査も同席させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。 それではこれより報告事項に入りますので、梶田会長 司会進行をよろしくお願いいたします。 **２．報　告　事　項** **（１）改定寒川町みどりの基本計画の一部改定について** 【梶田会長】 本日は報告事項が2つございます。 まずは、(1) 改定寒川町みどりの基本計画の一部改定について、事務局より説明をお願いします。 【都市整備課】 寒川町都市建設部都市整備課の西島と申します。 「改定寒川町みどりの基本計画の一部改定」につきまして、ご説明いたします。なお、本資料の内容については、各課が関与していることから、当課にて一括してご説明いたします。 それでは、恐縮でございますが着席させていただき、説明に入らせていただきます。 はじめに「1の寒川町みどりの基本計画とは」、についてご説明いたします。 3ページをご覧ください。 「みどりの基本計画」とは、都市緑地法という法律の第4条に基づいて町が定める計画です。都市緑地法は、都市の中の緑や公園、オープンス

	ペースを守り、育てていくための法律です。この計画は、主に都市計画区域内の、計画的にまちづくりを進めていく区域内において、町のみどりとオープンスペースをどのように守り、どのように新たに生み出していくかを定める、「みどりに関する町の総合計画」です。 本計画は、上位計画である「寒川町総合計画 2040」に即するとともに、「寒川町都市マスタープラン」に適合し、また、「第 3 次寒川町環境基本計画」などと調和を図っています。「かながわ都市マスタープラン」「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との適合も図っています。 続きまして、「2 の一部改定の内容」について、ご説明いたします。 5 ページをご覧ください。「①組織の見直しによる所管課変更」の概要です。 これまで計画上「都市計画課」と記載していた担当課の表記を、「都市整備課」、正確には都市整備課の都市みどり担当へ変更します。この変更を行う理由は、町の組織改編により、公園や緑地の管理・施策の実務を担う部署が実際に変わったためです。今回、計画上の表記を実態に合わせることで、進行管理の精度を高めてまいります。 なお、みどりの基本計画に定められた 55 の施策のうち、40 の施策が現在、都市整備課の都市みどり担当が所管しています。 6 ページをご覧ください。「②新たな公園整備による文言削除」の概要です。 資料に記載しているのは、田端西地区 地区計画に関する計画書の内容です。田端西地区では土地区画整理事業が実施され、その事業の中で、町に新たな公園、「山伏塚公園」と「神の倉公園」の 2 つが提供されました。 みどりの基本計画では、これまで「田端西地区のまちづくりによる公園」という記載をしておりましたが、公園が整備されたことから、計画の表記を現状に合わせて整合させるものです。 7 ページをご覧ください。「③その他施策内容等の見直し」の概要です。 計画上「緑化基金」と記載している箇所を、「まちづくり基金」へ変更します。こちらは、基金の再編に伴い名称や表記が実務上変わったため、計画の記述をこれに合わせて整理するものです。 なお、施策の趣旨・内容そのものに変更はなく、基金の名称・表記の整理となります。 8 ページをご覧ください。「④都市計画緑地に関する方針の変更」の概

	要です。 「都市計画緑地」とは、都市計画法に基づいて緑地として指定された区域のことです。「都市計画公園」とは、同じく都市計画法に基づいて公園として指定された区域のことで、規模や役割に応じて「近隣公園」「地区公園」などの種類に分かれます。 はじめに、「第 5 号相模川一之宮緑地」についてご説明いたします。この第 5 号緑地は、平成 11 年に、面積 1．1 ヘクタールの都市計画緑地として都市計画決定されたものです。それ以降、社会情勢は人口減少や少子高齢化が進み、寒川町もこの課題に直面しています。このことから、持続可能なまちづくりのため、地方創生に向けた取り組みが求められています。また、寒川町都市マスタープランにおいても、既存の緑地や緑道を活かした、みどりとふれあえる場やレクリエーション空間を整備することにより、身近な公園緑地の活用を図る、としています。そこで、地方創生の取り組みの一環として、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間の創出を目指し、スポーツやレクリエーションができる「にぎわい」と、自然の景観を楽しむことや、休憩スペースなどで憩うことができる「やすらぎ」の両立が図れる、近隣公園の位置付けを行うものです。なお、改定にあたっては、みどりの基本計画において、緑地の確保目標水準の面積を記載する必要があります。その面積が定まったこの時期に、改定を行うものです。 続きまして、「第 4 号相模川田端緑地」についてご説明いたします。この第 4 号緑地は、先ほどの第 5 号緑地と同じく、平成 11 年に、面積約 0.67 ヘクタールの都市計画緑地として都市計画決定したもので、現在は駐車場等として土地利用がされています。この田端緑地については、都市計画決定された後に、公園ではありますが、都市計画緑地の目的である「さがみグリーンライン利用者の休息地」や「自然観察地」などの機能を持つ「田端スポーツ公園」が、隣接地に整備されました。また、緑地の確保目標水準の観点からも、先ほどの第 5 号緑地を 2.5 ヘクタールの公園を整備することで一定の水準が確保されるため、この場所に改めて緑地を整備する必要性は低いと考えます。なお、この方針となった時期が今になった理由については、第 5 号緑地を公園として整備する面積が定まらないと、緑地の確保目標水準の検証ができないことから、さむかわ西公園の整備面積が定まったこの時期に、変更を行うものです。 なお、本検討にあたっては、住民一人当たりの都市公園の敷地面積、都市公園の配置及び規模、そして上位計画及び関連計画との整合、とい

	った点を参考指針として考慮しています。その上で、第5号相模川一之宮緑地については、現状「都市緑地」として整備されているものを「近隣公園」として整備する方針にします。第 4 号相模川田端緑地ついては、現状「都市緑地」として整備するという方針を変更し、記載の削除をいたします。 ページ右下の図は、さむかわ西公園のイメージ図ですが、現況の第5号緑地に対して、「やすらぎ」の機能と「にぎわい」の機能、これらを両立させ、さらに防災拠点の機能も加えた「公園」として整備してまいります。 今回の変更は緑地が一つ無くなるということですが、この後のページで、機能の代替について、また、全体の緑地量の変化についてもご説明いたします。なお、この第5号相模川一之宮緑地、1.1ヘクタールについては、近隣公園 2.5 ヘクタールであり、さむかわ西公園として、位置付けを変更するものです。この、さむかわ西公園という名称は、町名「寒川」と方角の「西」を組み合わせた名称で、町の中心や寒川駅の西側にあることが直感的に伝えられ、「西」の語感、印象や雰囲気は、夕日や散歩道を連想させ、親しみやすい憩いの場のイメージを与えられます。 役場北側にある、「さむかわ中央公園」などと同様に位置を示す名称に統一することで町全体の案内も分かりやすくなり、場所の認知性、位置の明示と親和性、親しみやすさを両立して来訪者への案内性を高め、地域に根ざした親近感を育むこととした、公園名として記載します。 9ページをご覧ください。「なぜ今、このタイミングで改定するのか」という点について、大きく2つの観点から説明いたします。 1つ目は、計画から5年が経過し、見直しを検討していたことです。担当課が変更になるなど、内容を見直すタイミングが一致したものです。 2つ目は、未整備であった緑地の整備方針を検討していたことです。 主な未整備の緑地の1つ目、第4号相模川田端緑地については、未整備とし、確保目標から除くこととしました。主な未整備の緑地の 2 つ目、第5号相模川一之宮緑地については、近隣公園に位置付けを変更することにしました。 続いて、「3の目標年次における目標水準」、についてご説明いたします。11 ページをご覧ください。 上表「緑地の確保目標水準」について、令和2年度現在、緑地の確保量は、市街化区域面積に対しておおむね 48.6 ヘクタール、割合にして 6.7 パーセント、都市計画区域に対しては、おおむね 379.1 ヘクタール、

	割合にして 28.2 パーセントとなっています。目標年次である令和 22 年の目標値については、今回の改定内容を踏まえて算出したものです。市街化区域に対しては、おおむね 53.3 ヘクタール、7.2 パーセント、都市計画区域に対しては、おおむね 380.8 ヘクタール、28.4 パーセントを目標としています。なお、括弧内の数値は、令和 3 年 4 月時点の目標値です。 次に、下表、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準です。 令和 2 年時点では、住民一人当たりの目標水準として、都市公園が 3.91 平方メートル、都市公園等が 11.80 平方メートルとなっています。令和 22 年の目標水準につきましては、都市公園が 5.04 平方メートル、都市公園等が 13.45 平方メートルとなっています。 なお、ページ下部の注記のとおり、2040 年の目標水準に含まれる主な都市公園としては、都市公園ツインシティ倉見地区のまちづくりによる公園、そして近隣公園、さむかわ西公園を想定しています。 12 ページをご覧ください。今回の変更内容を、数値で整理したものです。 都市緑地については、変更前は 6 箇所、2.25 ヘクタールでしたが、今回の変更で 2 箇所、1.77 ヘクタールを減じ、変更後は 4 箇所、0.48 ヘクタールとなります。近隣公園（基幹公園）については、変更前は 1 箇所、1.5 ヘクタールでしたが、今回 1 箇所、2.5 ヘクタールを新たに追加し、変更後は 2 箇所、4.0 ヘクタールとなります。 合計ですが、変更前の 7 箇所、3.75 ヘクタールから、変更後は 6 箇所、4.48 ヘクタールとなります。箇所数は 1 箇所減っていますが、面積の総量としては、0.73 ヘクタールの増加となります。 箇所数だけを見ると、みどりが減少しているように感じられるかもしれませんが、町全体としてのみどりの総量は増加する見込みです。 続きまして、「4 の説明会・パブリックコメントの意見」、について、14 ページをご覧ください。 こちらは 7 月 16 日（木）と 18 日（土）に開催した説明会における意見の要旨です。16 日は 2 名、18 日は 5 名の参加で、16 日はご質問がなく、18 日は 3 名の方よりご質問をいただきました。主なご意見のうち、3 件の質問に対する回答を掲載させていただいています。 1 つ目は、カフェ設置に伴う町の関わりについての問いに対して、カフェ設置等に伴う許可について、費用については事業者負担で設置する旨を回答しています。 2 つ目として、防犯についての質問に対して、防犯カメラの設置や警

	察と連携して防犯に取り組んでいきたいと回答させていただきました。 3つ目として、既存の公園をしっかりと管理していって欲しいという質問に対し、計画を立てて管理していきますと回答させていただきました。 15 ページをご覧ください。パブリックコメントの実施結果及び主な意見要旨等についてです。 パブリックコメントについては、7月21日から8月20日までの間に実施し、4名の方から合計17件のご意見をいただいています。 詳細の結果については、後日町ホームページへ公表を予定しているため、本日は主な要旨等の説明とさせていただきますが、みどりの施策等に関連する主なご意見としては、資料に記載のとおりです。 1件目のご意見として、本町にとって、2025年4月1日に施行された「生物多様性増進促進法」に関する事項を計画に明記することで、目標の明確化や住民、事業者の参加促進につながるのでは、などのご提案をいただいています。町の考え方としては、今後の取り組みの一つとして認識し、関係各課と調整していきたいと考えています。 2件目、既存公園の簡易トイレやベンチ等の老朽化についてのご意見をいただいています。町の考え方としては、川とのふれあい公園や倉見スポーツ広場は、河川区域内にあり、増水時に移動可能である必要があることから、簡易トイレを設置しているものです。なお、川とのふれあい公園につきましては、近接地に新たなトイレの設置を検討しており、また、ベンチにつきましても、他の公園を含め、交換時期等を検討していきたいと考えています。 パブリックコメントでは、以上を含む合計17件のご意見をいただきました。改めて、貴重なご意見をお寄せいただきました皆さまに、感謝申し上げます。また、ご意見は直接の計画修正には至っておりませんが、いずれも今後の運営に活かしていければと考えています。 パブリックコメントについてのご報告は以上です。 続きまして、「5 のみどりの基本計画一部改定に係る手続きの流れ」、についてご説明いたします。17ページをご覧ください。 7月16日、18日に、寒川町みどりの基本計画一部改定に伴う説明会を開催しています。続いて、7月21日から8月20日までの期間でパブリックコメントを実施し、町民の皆さまからご意見を募集しました。その後、いただいたご意見を踏まえた最終案を確定いたしました。 今後については、本日、本審議会に報告した上、町議会報告後、公表していく予定でございます。

	続きまして、「6 の公園等の概要」、について、参考にご説明いたします。19 ページをご覧ください。 さむかわ西公園の計画地は、一之宮五丁目 3048 番 2 ほか、であり、西側には相模川、そして富士山や大山、丹沢山塊などが眺望できる、良好な景観が広がっています。東側には、神奈川県が整備している自転車歩行者専用道路「さがみグリーンライン」に接しているため、さがみグリーンラインをジョギングや散歩、サイクリングする方の休息地としても、ご利用いただけるものと考えています。さらに、圏央道、そして目久尻川を挟んで住宅もありますが、住宅に直接隣接してはいないため、騒音などの影響を低減できる立地であると考えています。 20 ページをご覧ください。こちらは、公園のイメージ図です。 平面図の右側が北となっています。南側にストリートスポーツパーク、北側に公園、圏央道下とその東側、図面では下側が駐車場の予定となっています。 公園の南側を「にぎわいのエリア」とし、「世界唯一のストリートスポーツパーク」を目指して施設を整備いたします。初心者からトップアスリートまでが、スケートボードや BMX を楽しめる施設を整備し、世界大会を開催できる施設とすることで、町から世界に羽ばたく若者を育てていくための基盤をつくってまいります。具体的な施設の内容は、次のページでご説明いたします。 公園の北側を「やすらぎのエリア」とし、多くの方が集い、楽しみ、憩える場所となるよう、芝生の広場にベンチ、カフェ、レストランなどを設置する予定です。ピクニックなどができる居心地のよい空間をつくるとともに、多様なイベント等を実施し、さまざまな方が楽しめる公園としてまいります。なお、これらは事業者からの提案内容であり、内容が変更となる可能性があります。 21 ページをご覧ください。こちらは、にぎわいのエリアに建設するストリートスポーツパークの平面図です。 平面図の左側 1 階の平面図をご覧ください。青い部分が BMX 棟、中央が事務所棟、右側の緑色の部分がスケートボード棟となっています。BMX 棟は、自転車競技の BMX を行うスペースで、イメージ図のように、競技場所にはステージを設け、横に大型のビジョンを設置する予定です。事務所棟は、受付や施設の集中管理を行う事務所と、医務室やトイレなどの機能を設ける予定です。スケートボード棟は、スケートボードを行うスペースで、イメージ図のように、スケートボードストリートのセクションを配置し、観覧席やトイレを設ける予定です。2 階については、大

	会やイベントで使用する音響室やマルチ諸室を設ける予定です。 なお、面積等はページに記載のとおりですが、こちらも事業者からの提案内容であり、内容が変更となる可能性があります。 22 ページをご覧ください。公園整備に向けた経過をご説明いたします。 整備に関する基本構想及び基本計画について、令和 7 年 4 月から 5 月にかけてパブリックコメントを実施し、5 月に町民説明会を 2 回実施しました。6 月には、議会において、公園予定区域の告示、寒川町都市公園条例の改正、事業者選定等に関する補正予算について、可決され、8 月には、SSP 建設に関する債務負担行為について可決されました。この債務負担行為とは、その年度だけでは支払いきれない、複数年度にわたる事業などについて、あらかじめ議会の承認を得て、将来にわたる支出の約束をしておくための予算制度です。その後、10 月から令和 8 年 2 月にかけて、公園やストリートスポーツパークの設計、施工、管理をする事業者を募集し、3 月の議会において、SSP 建設に関する債務負担行為の変更、及び道路・給水工事に関する令和 8 年当初予算が可決されました。そして 4 月の議会において、整備事業者との請負契約が可決されました。 都市整備課からの「改定寒川町みどりの基本計画の一部改定について」の説明は以上です。 【梶田会長】 ただいま、事務局からの説明が終わりました。 こちらの件につきましては、前回令和 8 年度第 1 回都市計画審議会において、書面にて報告があった案件でございます。 その後、本計画について、パブリックコメント等を実施し、改定案のとおり改定を予定している、という報告でございました。 前回は書面での開催で、議論ができていませんでしたので、是非、ご質問やご意見をこの場でいただければと思います。 【廣田委員】 都市計画審議会のあり方について、本審議会は行政の追認機関ではなく、自律性及び独立性を有して案件を審議するものであり、そこには行政手続の適正さは当然あるとして、民意がどのように適切に反映されているかということも審議の対象になるということでよろしいでしょうか。

	次に、各議員の立場について、それぞれ専門分野を有する方々の中から選出されていますが、その専門分野に限っての意見以外の発言をしてはならないということではないと思います。先ほど会長から、第１回目の都市計画審議会が書面開催で行われたとの補足もありましたが、内容を見たところ、あたかも行政手続き上、スケジュールが既に決まっており、最終的な決定まで予定に入っていたかと思うのですが、そのあたりの位置付けについて、あわせてお伺いします。 【都市計画課】 書面会議につきまして、前回の内容は「説明会の開催」及び「素案の閲覧の実施」をするという町の任意の取り組みに対する事前報告のため書面にて報告させていただき、説明会や町の素案に対する町民の方のご質問等を踏まえ、本日、法定手続きに入る前に対面にて開催させていただいております。 町民の民意につきましては、昨年に説明会の開催やパブリックコメントを実施しまして、それぞれ様々な意見をいただきました。いただいたご意見に対しましては、それぞれどのように対応していくかを町ホームページ上で公開させていただいていますし、また、対応できるものに関しましては、進めていく中で対応させていただいています。 こちらの都市計画手続きに対する民意につきましても、都市計画説明会並びに素案の閲覧や公聴会、みどりの基本計画につきましては、パブリックコメント等を行い、町民の方からの意見をいただく機会を設けています。それに対する意見につきましては、事務局の方で、町の考えをご提示させていただきまして、進めているところです。なお、意見の中で今回の計画に反映できるものにつきましては、反映してきている状況となります。 【廣田委員】 混在したお答えになっておりますが、本案件は、改定みどりの基本計画の一部改定に関する報告ということでよろしいでしょうか。 今のお答えの中で、素案や都市計画説明会という言葉がありましたが、みどりの基本計画自体が都市計画の案件という話ではなく、みどりの基本計画を先に定めて、一部改定の時期はいつかわかりませんが、その後に上位計画となるみどりの基本計画に従って、公園の都市計画決定に及ぶ一連の手続きを行う、という理解でよろしいでしょうか。 民意反映を色々やったというのはまた別の話だと思いますが、私ばか

	り質問する訳にもいかないので、他の委員の質問の後に確認させていただきます。 【都市計画課】 ご指摘のとおり本案件は報告であり、説明会やパブリックコメントについては、みどりの基本計画を改定するということで実施し、意見を聴取したというところであります。なお、同日に「報告事項(2)」に関する都市計画説明会を実施してご意見を聴取し、それを元に素案の閲覧等に進んでいったということになりますので、実質的には別々に実施したということになります。 【福岡委員】 最初に資料 P14 の説明会、パブリックコメントのご意見につきまして、説明会を2回開催されたと思うのですが、2回とも参加させていただいたところ、参加者が明らかに少ない。初日が2名、2日目は5名ですかね。あまりにも少ないなと。どのような形で周知されたのか、説明会に来ていただくための働きかけをされたのかというところを改めて確認したいです。 大事な計画の変更であり、みなさんの意見を聞いてやっていくところが出来ていないということなので、このまま、説明会をしてみなさんのご意見を聞きました、というのは少しもったいないなと思います。そのあたりを聞かせていただきたいというところが1点目です。 2 点目は、パブリックコメントの意見総数 17 件に対して、今回、概要・要旨という形で出していただいております。細かい内容については、後日まとめられることや、町の意見はこれから、というのは分かるのですが、17 件がどのような分類であったかという分類分けくらいはないと議論ができないのではないかと思います。例えば、防犯についてであったり、もしくは緑地保全であったり、何についての意見なのか、その点についてもお知らせいただきたいなと思ったのが、2点目。 3点目は、資料P12に目標年次における目標水準という形で、緑地の総量として 0.73 ヘクタール増加しますという説明でした。計画上の理屈は分かりますが、変更後の近隣公園 2.5 ヘクタールは、資料 P20 に記載のとおり、実態としてはストリートスポーツパークの競技施設がほとんどだと思います。競技施設のための公園に思えます。ほとんどが駐車場やアスファルト・コンクリートが敷いてあり、南エリアのさらに南側のところは、資材置き場や防災拠点として区切られたスペースだと思い

	ますが、そうなると実際に緑地とされているのは、北エリアの一部分だけだと思います。緑地として、実態的にはこの北エリアの面積のみなのに、公園全体が 2.5 ヘクタールあるので寒川町の緑地としては全体的に増加しますよ、というご説明でしたが、みどりの基本計画は冒頭に記載のとおり、町のみどりを維持したり、保全したり、良好な関係を保っていくための計画だと思います。今回、この都市公園は、緑地の保全や緑地を増やすということではないように思えます。なので、0.73 ヘクタール増加というのは、寒川町は緑を増やしていっているという誤解を与えかねないなと危惧があります。図を見ると一目瞭然ですが、メインは緑地ではないですよね。2.5 ヘクタールのうち緑地は、どれくらいあるのですか。今回のみどりの基本計画の改定の大きな要素は、この施設を作ることによって、緑地になっている部分を公園に変えますよ、といった部分が主題になっていると思います。それにも関わらず、あたかも緑地が増えますよというようなご説明だと、記載上は分かりますが、実態としては違うと思います。そこを説明会や都市計画審議会の中でも説明いただかないと、今回の目的のみどりの基本計画は寒川町の大事なみどりの計画なので、そこの部分に主眼を置かないと方向性が違ってくるのかなと危惧があります。なので、実態として、0.73 ヘクタールの緑が増加しますというのは誤解を招きかねない表現と危惧しています。そこについては、きちんと周知をしていかないと町民の方たちが正しい判断ができないのかなと危惧がありますので、今日は報告という形なので、答申はこれからだと思いますが、留意をしていただければと思います。これは意見なので、回答は求めません。 　回答があればありがたいですが、意見としてお伝えします。 【都市整備課】 　まず、2 点目のパブリックコメント 17 件の内容につきまして、概要のみ説明させていただきます。1 件目につきましては、ストリートスポーツパーク整備を中心とした一連のまちづくりの進め方や計画の周知のあり方についてのご意見をいただいております。2 件目につきましては、町北部の緑地の少なさについてのご意見をいただいております。3 件目につきましては、既存公園の簡易トイレやベンチ等の老朽化についてのご意見をいただいております。4 件目につきましては、公園の利用者層の広がりとごみの対策についてのご意見をいただいております。5 件目につきましては、サイクリングロードとの安全性と美観の確保についてのご意見をいただいております。6 件目につきましては、防災拠点

	としての役割を備えて欲しいとのご意見をいただいております。7 件目につきましては、改定項目の順番と改定時期のご意見をいただいております。8 件目につきましては、事業費約 16 億円の財源配分についてのご意見をいただいております。9 件目につきましては、将来世代に過度な財政負担を残さない身の丈にあった施設整備についてのご意見をいただいております。10 件目につきましては、相模川沿いの低地に立地することにより浸水への懸念についてのご意見をいただいております。11 件目につきましては、財源の根拠と収支の見通しに対する説明についてのご意見をいただいております。12 件目につきましては、寒川町自治基本条例をはじめとする関係法令等の遵守、公正で透明性の高い行政運営についてのご意見をいただいております。13 件目につきましては、河川区域外を基本とする道の駅の段階的検討についてのご意見をいただいております。14 件目につきましては、相模川の眺望価値と既存施設を結ぶ回遊ネットワークの整備についてのご意見をいただいております。15、16 件目につきましては、治水を最優先した地域防災やペット同行避難支援、ツインシティ倉見地区との連携、ETC2.0 の一時退出対象化の将来検討等についてのご意見をいただいております。17 件目につきましては、自然共生サイトや生物多様性増進促進法への取り組みについてのご意見をいただいております。以上がパブリックコメントの主な内容でございます。 1 点目のみどりの基本計画改定の説明会の周知方法については、町ホームページや広報誌への掲載、自治会の回覧依頼を行っております。 【都市計画課】 最後のご意見の中で、今後、諮問・答申があるとのご発言をいただいておりますが、みどりの基本計画につきましては、都市計画手続きではないので、諮問・答申はなく、改定することの報告となりますので、ご承知おきください。 【福岡委員】 補足としまして、資料 P15 でパブリックコメントの意見概要をご説明いただいたのですが、たくさんのご意見があったのだと思いました。資料に記載の意見以外もたくさんあったと思うのですが、2 つの意見だけにまとめられてしまうと、色々言われていた 17 件の意見は審議にとても影響してきますし、お時間も無かったかと思いますが、分類は出していただきたいなと思いました。せっかく対面会議で皆さまにお知らせし

	て、お伝えするのであれば、ほとんどの意見を 2 つに集約するのはちょっと残念かと思います。留意いただければと思います。せっかくのサイクリングロードとの関係性や防災拠点、水害に対する不安であったり色々な意見が出ているので、そういう意見があることを審議委員の中で共有していかないと深まった議論ができないので、そこだけ留意してください。 【飯尾都市建設部長】 資料 P17 につきましては、みどりの基本計画に直接関係のある意見を記載しております。福岡委員が言われたように、その他としては多種多様なご意見もありますので、後日町ホームページで公開するとともに、町の見解も公表させていただきます。 【梶田会長】 都市計画審議員にも情報提供いただけるようにしていただければと思います。 【福岡委員】 みどりの基本計画の改定の大きなポイントは、ストリートスポーツパークの施設を建てるから計画を変えていきますよ、というところだと思いますが、それ以外の部分も大事な要素となりますので、意見として付け加えさせていただきます。 【石川委員】 私からは 2 つありまして、1 つは防災の話、もう 1 つはパブリックコメントの話です。 防災に関しましては、新設される公園は河川沿いにございまして、内水氾濫や外水氾濫の可能性は否定できないですけれども、そこにいらっしゃる方をどうやって避難させるか。建物自体は素敵な建物だと思うので、それにあったような防災のサインなどを付けることや誘導といった計画はどのように考えているのかというのが、きちんと計画等に分かるようにしていただければと思います。 2 点目のパブリックコメントにつきまして、神奈川県下の他の自治体の都市計画審議委員をやらせていただく中でこのような話はよく出てくるのですが、パブリックコメントをどうするべきかという視点とともに、今回は特にストリートスポーツを町内で盛り上げていきたい、応援

	していきたいといった町民の盛り上がりみたいなものを期待しつつ公園の整備をされると思います。なので、普段のパブリックコメントや説明以上に町民を巻き込むことを精力的にやっていかないといけない案件であると思います。先ほどから人数が少なかったとの意見があったと思いますけれども、公園の中を特定の人だけが使うのではなく、一般町民の方々がストリートスポーツに触れ合える、あるいは公園として利用できるところがどのようになっているかをしっかり PR し、ご理解いただくことが大事だと思いますし、そういった計画にする必要があると思います。それに関連してパブリックコメントについても、どのように扱うかというのは行政としての姿勢が問われると思います。 　先ほど経緯を確認したところ、SSP 基本構想、公園基本計画パブリックコメントは、今年の 7 月ではなく、去年 4 月に行われたということであっていますか。基本的にはパブリックコメントが出た段階で、1 つ 1 つの質問に対して、回答を町のホームページに掲載するのがスタンダードなやり方かと思いますが、そのようなことをされているのか、1 年が経過しているので「関係部署と検討して、対応して検討してまいります」と言われていますけれども、具体的にどのような対応をされているのかをある程度示すことが、住民を巻き込みながら行政を運営していくことが大切だと思いますので、そのあたりについてどのように考えているのかを教えてください。 【都市整備課】 　1 点目の相模川沿いの土地に設置する防災拠点としての懸念につきまして、町の考え方としまして、水害に対しては、当該地の地盤高は堤防の高さと同じで浸水する可能性は低いと考えており、地震時の避難場所等の防災拠点の位置付けにつきましては、町内各課と調整しまして検討しているところであります。 【町長室特命担当】 　2 点目につきまして、昨年度実施したパブリックコメントは、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画について実施しております。このパブリックコメントにつきましては、みなさまからいただいた意見とそれに対する町の見解及び計画への反映状況を町ホームページで公開しております。また、町民説明会の議事録についても公開しております。

	【石川委員】 私が申し上げたのは、この場所がリスク的に高くないことではなく、実際に公園を利用されている方がいる時に、水害または地震が起きた場合にきちんと対応できるような避難機能のサインなどを計画の方に入れていただければというお願いでございました。 【梶田会長】 以前のパブリックコメントにはどのような意見がありましたか。 【町長室特命担当】 ストリートスポーツの賛成と反対の意見がありました。また、今年度実施したパブリックコメントでもありました防災に関する意見や多くの方が訪れる国際大会を開催することに対して地域の方々に迷惑がかからないような交通計画の作成に関する意見、人の目がない河川敷に公園を作ることに対する防犯に関する意見がありました。 こちらについては、指定管理予定者と具体的な運営方法について調整している段階です。防災については、堤防と同じ高さで建設をしますが河川に近い位置にありますので、大雨や津波の警報が出ている際には、早めに避難ができるように体制を整えていきたいと考えております。 【石川委員】 施設の特性上、特定の人が使われるのではなくて、町民を巻き込んでいくことを戦略的に考えて、それを含めてパブリックコメントへの対応を実際にはやっていらっしゃると思いますが、きちんと PR していくということが大事だということをお伝えさせていただきます。 【梶田会長】 是非、町民のために色々なアナウンスや周知をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。 【小林委員】 私は公募による町民代表として、昨年度に着任した時からまちづくりとしてのストリートスポーツの計画に関心を持ってまいりました。 私はこの件をあまり知らないで、「何かできるな」程度ではあったのですが、6 月の広報誌を見たときに、ここに出席されている方もそうだと思うのですが、施設の概要を初めて知りました。我々、都市計画審議

	会にいながら、事前の計画を十分に審議しないまま、町民と同じタイミングで、広報誌で見たという現実があって、そこはすごく残念であったと思います。1年前からこの計画に関心をもっていましたし、もっとみんなで語りつくして、ソフトの面でもハードの面でも完成させていくべきだと思っています。6月に広報に載ってしまったので、関連する方として、パパ友やママ友、PTA、食事をする場所、スポーツに関連する方にもヒアリングをしましたところ、やはり広報で初めて知ったくらいで、どんなものかも知らず、賛否両論な意見がありました。スポーツの場として、ストリートスポーツだけではなく、汎用的に使っていただけるのであれば、こうゆう施設も必要だという方もいらっしゃいますし、16 億円もかけて管理費もかかり、投資の回収もできないものにお金をかけるのかという強い意見も友達からいただいております。都市計画審議会の委員をやっているのに何をやっているのかと叱られてもしまいました。もっと、周知徹底をして開かれた論議ができるような内容にして、推進していただければと思います。それは、説明会やパブリックコメントに人が集まらないというのもありますが、私が見たところであると、回覧板や広報誌には掲載されていましたが、町ホームページのマンスリー計画（月間カレンダー）には掲載されていないこともあり、多くの情報の中で説明会の開催が非常に分かりにくいと思いますので、もっと透明性をもって知らせていただきたいと思います。ストリートスポーツパークに自信があるのであれば、産業まつりなどでも、ツインシティや新幹線新駅の誘致など色々と宣伝されておりますので、ストリートスポーツもパブリックに宣伝した方がよかったと思います。 　残念であったのは、こうゆう立場にいながら、十分な審議もされないまま、私も広報誌で情報を知ったという点です。 　先ほど、石川委員からお話もありましたが、立地について、洪水ハザードマップを確認すると一部の箇所が赤斜線になっており、大雨時に危険にさらされる箇所があります。また、この箇所を広域避難場所にするのかしないのかという点についても議論されていますが、図面案を見る限り多目的な設備はないように思われます。スケートボードのコースに布団を敷いて寝られるのか、プライバシー保護はどうするのか、1階建てで2階を作らないのかなどの疑問があり、安全な立地か、広域避難所にできるのかといった疑問があります。 【町長室特命担当】 　ストリートスポーツの施設の整備にあたりましては、スポーツ推進審

	議会に諮っておりまして、こういった施設がいいのではないか、というところは、ご審議いただいてきたところであります。 【都市計画課】 広報につきましては、周知はさせていただいていたのですが、中々行き届かなかったところです。また、昨年から基本構想・基本計画を作成し、事業者が決定しましたが、基本設計が決まったのが今年度に入ってからになります。設計が出来上がってはじめて、皆さまにお示しできたというところであり、資料P20にあるようなパースが出来上がったのが今年度に入ってからになりますので、みなさまに事前に情報が出せなかったのは、そのような事情があります。 施設につきましては、専門性のある施設としてご認識されていると思いますが、公共施設ではありますので、寒川総合体育館のように特定のスポーツだけではない使い方を事業者と相談しながら検討しているところであります。スケートボードの方はセクションがあるので、それ以外の利用というのは難しいかもしれないのですが、町のイベントや、確定したものではありませんが、例えば成人式などの利用も検討しています。また、BMXについては広いスペースがあり、ステージがあるだけになりますので、スポットを当てれば色々なイベントも実施できるということも話しているところなので、必ずしもストリートスポーツ専用ではないことを認識した上で、事業者の方と他の使い方もあわせて検討しているところであります。 なお、防災の観点ですが、広域避難場所に指定できるかというところは調整中ではありますが、相模川の水防拠点としての機能を持たせることはほぼ確定して進めております。水防拠点の機能としましては、元々は、相模川水系相模川・中津川河川整備計画の中で、この辺りに、相模川の水防拠点としての機能を設けるということを河川管理者の国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所の方で定められておりました。京浜河川事務所と事業を進めるにあたり、事前から調整を進めている中では、水防拠点としての機能を設けて欲しいというところで、現計画では、施設の南側と北側に水防拠点の機能を設けることを考えております。具体的な内容としましては、堤防が決壊した際の早期復旧のための資材の保管場所として利用したいとのことで、コンクリート製の護岸ブロックと盛土材として割栗石を保管したいというところで調整を進めております。保管場所について、上部利用が可能かどうかを含めて調整を行っており、資材を保管したところを一部築山のような形にして公園のよう

	な利用にできればと考えております。なるべく緑として利用できるところは緑として利用していくと我々も考えておりますので、緑地としての利用ができるように検討しています。 【小林委員】 水防拠点ということは、この場所は出水時には潰れてしまうのかと思ったので、寒川町内にはより適切な緊急避難場所もありますが、危険性の高い場所であれば建てないという判断もあり得ると思います。水防拠点は危ないところだと思いますので。 【都市計画課】 水防拠点を作るということは、この場所が安全であるから作るという認識です。この場所を基地として、壊れた箇所の復旧に向かっていきますので、壊れる場所に水防拠点は作りません。あくまでこの場所が安全であるため、ここを基地として各破損箇所へ派遣するという認識で考えていただければと思います。今後、京浜河川事務所と協定を結ぶことも検討しなければなりませんが、有事の際にストリートスポーツを行ったり公園でくつろいだりすることは考えにくいため、その際には、壊れた箇所の復旧のためには、京浜河川事務所にこの施設を利用していただきたいと考えています。現状復旧が基本にはなりますが、こちらの建物も水防拠点の施設として利用していただいて、例えば、基地指令室の用途での使用や広い場所に資材及び重機を置いて早期復旧に役立てていただけるよう協議を進めているところです。 【小林委員】 町民に望まれたもので、多目的なものであれば良いと思っていますので、よろしくお願いいたします。 【森委員】 資料 P5 の右側に 40 施策につきまして、何が書いてあるか読めないです。この施策はみどりの基本計画には記載されておりますが、条例には位置付けられているのでしょうかというのが 1 点目です。 資料 P7 に「緑化基金を廃止し、まちづくり基金に統合」の記載がありますが、まちづくり基金はどのような使われ方をしているのかお伺いしたいです。 先ほどから防災拠点の機能について皆様から意見が出ていますが、自

	転車道と同じ高さで建物を建てることが果たしてそれで良いのか、もう少し防潮的な対策も必要ではないかと思います。また、相模川と目久尻川の 2 つの河川があり、風水害の場合に、住民が相模川の方へ逃げるか、本当に防災機能が果たせるのかが疑問です。 相模川一之宮緑地と相模川田端緑地を都市緑地として位置付けていたということで、寒川町全体の緑被率はどのくらいあるのかお伺いしたいです。 資料 P9 に「令和 3 年に改定して 5 年が経過」とありますが、この間にどのような緑化を図ってきたのか、報告を伺っていると、公共施設を整備した時に緑被率が変わってくるというところで、都市計画区域の中で農地が次々と失われていく状況にあるので、町として緑被率をどのように上げていく方向性であるのかお伺いしたいです。 資料 P11 に記載の令和 22 年の緑地の目標水準に向けて、公園などを増やしていく部分に繋がっていると思いますので、その点についてもお伺いしたいと思います。 【都市整備課】 最初の 40 の施策の条例の位置付けにつきましては、都市緑地法という法律に基づきみどりの基本計画に定めていますが、町の条例には定めていません。 次のまちづくり基金につきましては、寒川町まちづくり寄付金条例というものがあり、都市基盤整備に関する事業、環境に関する事業、健康、福祉に関する事業、消防、防災及び交通安全に関する事業、教育、文化及びスポーツに関する事業、産業振興に関する事業、前各号に掲げる事業のほか、町長が必要と認める事業と寄付金を活用する事業が定められておりますが、今まで緑化基金で積み立てていた金額は、基本的には緑化の方でしか使用できないということで、統合はされましたが、積み立てた金額は、他の事業で使われることはありません。 緑被率につきましては、資料 4「改定 寒川町みどりの基本計画（一部改定案)」P5 のとおり、現在は約 37.8%で、そのうち農地が約 22.3%となっております。緑被率を上げるための方向性につきましては、新たに緑を作ることは難しいと考えております。どうしても緑を増やすとなると公園の設置がメインになっていくと思います。公園以外でも、民間事業者の開発において、敷地内の緑地率を 3%以上確保することになっております。

	【都市計画課】 令和3年の改定当時の審議会においても、緑を増やすことについてどのように考えているのかとの意見をいただいたところですが、その時にお答えしたのは、緑の面積を増やすということに注視せずに、緑の質を高める方向に注力していきたい、とお答えをさせていただきました。令和3年の改定以前では、緑を増やすことを主眼においた計画でありましたが、結局、それを達成することはできませんでした。原因を挙げるとすれば、費用が最大の要因でした。緑を作っても維持費用がかかり、維持管理ができず荒れ放題になってしまいます。限られた職員と限られた予算でやっていかなければならないため、荒れた緑を何とかしなければならないことを皆さんに訴え、緑は増やさないことをはっきりと伝えさせていただきました。それよりも、まず今ある緑の質を高め、みなさんが親しめる環境にしていくことをこの20年の方針としていきたいことをご理解いただきました。もちろん緑は増えるに越したことはありませんが、同時に維持管理体制をきちんと整備する必要があります。そこで、公園愛護会制度などのボランティアを募る取り組みを始め、行政だけでは限界があることから、町民を巻き込み、町民の財産である緑をみなさんで維持管理していく基盤を築いたものです。この目標が達成できれば、この先の計画で徐々に緑を増やしていければと考えていたところであります。 防災につきましては、立地が相模川と目久尻川に囲まれているため、水害が発生した際に万一この場所を一時避難場所にした場合、水のある方向へ逃げていくかというのはご指摘のとおりだと思います。地盤が高く安全だとしても、本能的に水から遠ざかろうとするため、洪水時に一時避難場所として適切かどうかは、今後、防災担当と調整して検討していきたいと考えています。一方、豊富なオープンスペースがあるため地震時には避難場所として利用できる可能性もあります。水害とそれ以外の災害での使い方については、防災担当部署や事業者と調整しながら、様々な利用ができるよう検討してまいります。 【森委員】 基本的には、住民を巻き込んだ緑の施策を進めていくべきだなと思います。地球も温暖化や緑の場所が少なくなってきている現状の中、例えば寒川神社の参道についても木々が高齢化し、伐採しなければいけない状況が出てきている中で、常に緑を増やしていくことは大事と思うので、計画として考えていただければと思います。

	【梶田会長】 その他ご質問が無いようですので、続いて、報告事項（2）茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について、事務局より説明をお願いします。 **（2）茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について** 【都市計画課】 それでは、報告事項 2 件目、（2）茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について、資料 5 を基にご説明いたします。なお、本案件は、昨年度審議会で事前周知させていただいている計画であり、都市計画変更にあたっては、「説明会及び素案の閲覧」といった、町民の方へご意見等を伺う機会を設けた後に、皆さまのご意見等を伺いたいということから、前回審議会は「説明会を実施するという旨の報告」として書面で開催させていただきました。 本日は改めて概要をご説明させていただくとともに、説明会等の実施結果及び今後の流れ等のご説明をさせていただきます。 それではまず、検討概要について、です。 3 ページをご覧ください。 今回の検討については、先ほど報告事項 1 件目、「改定寒川町みどりの基本計画の一部改定について」でご説明した緑地に関する方針の変更を踏まえ、平成 11 年 8 月 3 日に「都市計画緑地」として町告示をした「第 5 号相模川一之宮緑地」を、「都市計画公園」へ変更することを検討するものでございます。また、当時併せて決定していた「第 4 号相模川田端緑地」については、今回、みどりの基本計画では方針を変更するものの、都市計画決定としては、今後都市マスタープラン等の改定後に廃止の手続きを実施する検討をしていきます。そのため、今回の手続きは「第 5 号相模川一之宮緑地」を「都市計画公園」へ変更する、というものでございます。 次に、関連計画の位置づけ等について、です。 5 ページをご覧ください。 今回検討している「公園・緑地の変更」すなわち「都市計画法第 11 条に基づく都市施設の変更」については、こちらにお示しのとおり、令和 7 年 11 月に変更をした「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、令和 3 年 4 月に改定した「寒川町都市マスタープラン」、そして、今回一部改定を予定している「改定寒川町みどりの基本計画」に基づく内容である必要があります。また、今回の変更は「（仮称）寒川

	町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想、（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画」のうち、特に公園の整備方針に関する「（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画」が関連していることから、次頁以降にて、各計画における位置づけ等記載内容をご説明いたします。 6 ページをご覧ください。 まず左側、整開保について、こちらのとおり、第 5 号相模川一之宮緑地は「多面的な需要に対応するため整備に向けた取組を進める」としており、また、「おおむね 10 年以内に変更する施設」の位置づけの中に記載されております。また、右側都市マスでは、「主な公園・みどり等」として位置づけており、公園へ変更しても整合が図れるものと認識しています。 次に、7 ページ、みどりの基本計画について、現在検討している、一部改定案を記載しておりますが、こちらのとおり、都市公園としての位置づけとして、「近隣公園（さむかわ西公園）」として位置づけを予定しております。 8 ページをご覧ください。 こちらは、当該公園の整備に関する基本計画等についてです。 本ページ下部に記載のとおり、公園整備のコンセプトを「にぎわいの公園」及び「やすらぎの公園」と設定し、特に「やすらぎの公園」においては、平成 11 年 8 月に都市計画緑地として決定した際の、「休息地」や「自然観察の場」として供する、という目的を包含する形で、「自然景観を楽しむ空間」及び「園内の休憩スペースなどで憩う空間」を含む公園の整備を検討しているところでございます。 次に、都市計画変更の内容等について、です。 10 ページをご覧ください。 今回都市計画変更を検討している理由についてです。平成 11 年 8 月 3 日に都市計画緑地として決定して以降長期未着手のような形で未整備となっており、その後整備方針を検討しておりました。今回公園に関する整備方針が固まったことや、都市計画公園の決定については、「種別、名称、位置、面積」を決定する必要がありますが、公園整備に関する基本設計等が固まり、都市計画変更ができる情報がそろったこのタイミングにて、緑地から公園に変更をしたいと検討しているところでございます。 11 ページをご覧ください。 先ほどご説明したとおり、今回の計画変更については、当初緑地とし

	て決定した目的及び機能を包含する形で、1.1ha から 2.5ha へ拡大し、緑地から公園へ変更を検討しております。 12 ページをご覧ください。 こちらは都市計画変更に関する法定図書のうち、公園に関する計画図の素案です。都市計画公園の変更としては、「種別、名称、位置、面積」を決定します。 13 ページをご覧ください。 こちらは法定図書のうち、緑地・公園に関する計画書の素案です。緑地を廃止し、公園の追加を検討しています。 続いて、先日実施した説明会及び素案の閲覧等の結果についてです。 15 ページをご覧ください。 町広報、町ホームページ、SNS プッシュ通知、一部町内会回覧等にて周知したところ、平日夜、及び、休日昼の計 2 日間開催し、結果として 6 名の方にご参加いただけました。 16 ページをご覧ください。主な質問等については、こちらの記載のとおりです。 まず 1 つ目として、都市計画審議会について「対面会議とする理由」のご質問をいただきました。こちらに対して、諮問をさせていただく予定のため、対面で開催を予定している旨の回答をしました。 2 つ目として、説明会や素案の閲覧等の各手続きについて、「なぜその手続きが必要なのか、分かりやすく説明して欲しい」とご指摘をいただきました。こちらについては、各手続きの法的位置づけや必要性などについて、2 日目の説明会では補足して説明させていただきました。 3 つ目として、土地取得に関するご質問をいただきました。回答として、面積は拡大するものの、土地取得の費用が生じない形で進めている旨の回答をさせていただきました。 説明会では、以上 3 点のご質問をいただきましたが、いずれも今回の変更に支障があるご質問ではないと認識しています。 17 ページをご覧ください。素案の閲覧及び公聴会の公述申出に関する受付結果です。 こちらも説明会の開催案内と同様に、町広報、町ホームページ、SNS プッシュ通知、一部町内会回覧等にて周知しましたが、結果としては、素案の閲覧及び公述申出者はいませんでした。この結果を踏まえ、9 月 2 日に予定していた公聴会は中止とさせていただきました。 最後に、今後の手続きについてです。 19 ページをご覧ください。

	本案件について、本日説明のとおり説明会、素案の閲覧等を実施しました。本日以降についてはこちらに記載のとおり、都市計画法第 19 条第 3 項に基づく神奈川県との法定協議を実施した後に案を決定し、その後法第 17 条に基づく案の縦覧を実施する予定です。また、最終的には本審議会にて諮問という形でお諮りし、告示を想定しています。 なお、本審議会においては、県との法定協議後、案の決定前に報告させていただければと考えております。 以上が報告事項 2 点目、「茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について」の説明となります。 よろしくお願いいたします。 【梶田会長】 こちらの件につきましても、前回令和8年度第1回都市計画審議会において、書面にて報告があった案件であり、現状の進捗状況の報告ということでした。 なお、最終的な審議は、各手続き後に改めて行うということでしたが、現時点で、先ほどの報告も含めて、何かご意見ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。 【廣田委員】 冒頭に色々申し上げましたが、まずはスケジュールについて、みどりの基本計画の一部改定との関係性ですが、みどりの基本計画の一部改定が先というお答えをいただいたのですが、その認識でよろしいでしょうか。すなわち、資料 P19 で示されている手続きは、みどりの基本計画を十分に熟議した上で、はじめて成立するスケジュールである、同時ではない、ということでよろしいですね。 変更理由について、整備計画が決まったから変更するということですが、決まったことを理由に変更するというのはおかしいじゃないですか。当然、今の都市計画というのは未着手になってはいけないということで、ある程度は実施段階を見据えた上で、策定しておくべきですけど、それはあくまでも内部の話であり、ここで確定したからということになると、住民意見反映の範囲というのがほとんどないと言っているに等しいです。その点についてはいかがでしょうか。 実施時期の適切性ですけれども、絶対に今のタイミングでやらなければいけないのでしょうか。何のデットラインを目指してやるのでしょうか。必要性とか立地適正とかアクセス性とかさがみグリーンライン自転

	車道との親和性とか色々ありますけれども、それは良いとして、なぜこの時期なのか。そして、この変更については、1年前に公の場で議論させていただいた経緯があります。これも承知だと思うのですが、あの時、こういうことをやっていれば、委員方から色々発言があった「情報が足りてない」、「その情報をもって議論する機会が無かった」という部分が、1年以上前にこの手続きを始めていれば、十分な時間はありましたし、みなさまのご意見をいただけたのではないか、とりわけ、直近でやった説明会についても、町ホームページを見るとタイトルが緑地、公園の変更とただそれだけです。都市計画の案件としてはそうかもしれませんが、その中身は先ほど委員からも出ていた、公園の多くを占める建築基準法の主要用途が観覧場であるこの施設、そして競技場である。それもストリートスポーツという部分。このストリートスポーツが、悪いという訳ではなく、それらを公園の大部分を占める計画であることを、今になって出すということの理由について、それぞれお伺いいたします。 【都市計画課】 1点目のみどりの基本計画との関連性につきましては、みどりの基本計画の改定後に進めていくというところで、県との法定協議までにみどりの基本計画の改定は済んでいるということを想定しています。 2点目の都市計画変更理由につきましては、設計と施工を一体で事業者に発注しており、都市計画変更に必要な公園の種別、名称、位置、区域、面積のうち、区域と面積について、事業者が今年4月に決定して詳細設計に入る中で確定したことから、ここで変更の要件が整ったため、このタイミングで都市計画変更の手続きを進めているところです。 3点目の都市計画手続きの実施時期の適切性につきましても、先ほどと同じような説明内容になりますが、元々は、都市公園として進めていくことで説明しており、都市計画の変更については、今後検討していくとのことで進めてきましたが、検討を進めていく中で、公園の種別、名称、位置、区域、面積が揃ったこのタイミングで変更する方針になりましたので、進めさせていただいている状況であります。 【廣田委員】 スケジュールをもう一度確認させていただくと、みどりの基本計画の一部改定が先で、それが定まった後に県の法定協議となるということでしょうか。言いたいことは、県の法定協議ですから、事前協議とは違うと思います。法定協議まで進んでしまうと、今回は公聴会も中止なので、

	案が確定しまうようなレベルのものになります。要は、住民の意見反映の余地が無いような協議が、改定後に始まるのですが、それを含めて、みどりの基本計画の中で、十分熟議を尽くす期間を設けます、ということでよいのですね。 　みどりの基本計画というのは、スポット的な公園整備に関わらず、町の公園・みどりのあり方ということとで、住民と非常になじみやすい計画だと思います。都市マスタープランに関してはいろいろとご尽力されているところですが、みどり・公園については、身近な生活の場、うるおい、憩い、遊びなど、多世代に渡るお話ができると思います。そういった計画の中で、そのテーマの一つとしてこの公園を作っていきます、ということに対する熟議が十分尽くされた、良い悪いの比率ではなく、そういった行為を行った後に、本都市計画案件の手続きを進めていくということでよろしいですね。 　何が言いたいかというと、この告示ができない、この公園の主要な施設であるストリートスポーツの建築物が建築できないということではないのですね。その辺を確認させてください。 【都市計画課】 　1点目の、みどりの基本計画改定に関する熟議がされた後に法定的な手続きに入るのか、というところにつきましては、確かに委員のご指摘のとおり、この後に予定する法定的な手続きに進んでいく前の段階では、ある程度町民の方のご意見を反映していきたいというところで進めておりました。 　そういった中では、みどりの基本計画のパブリックコメントや説明会を実施したのもそうですが、それと併せて町決定の都市計画決定案件については、公聴会を開催せず、その代替として都市計画説明会のみを開催するというような形の手続きを取ってきているところではございましたが、今回はより多くのご意見をいただきたいというところで、説明会に加え、素案の閲覧を任意に実施させていただきました。また、その後の公聴会については、予定はしていたものの公述申出者がいなかったことから実施はしませんでしたが、このような意見反映をする場を設けてきたところと認識しています。また、みどりの基本計画に関しては、先ほどの報告のとおり、今後の手続きとしては最終改定案を確定しましたので、本日の本審議会における報告を踏まえ、その後町議会への報告を踏まえて改定という流れを予定しています。その期間内に町民の方とお話し合う機会を設けることができれば、それはそれで検討していきま

	すが、改定の手続きとしてはこれまでご意見を伺ったうえで最終案を確定したところであります。 　そのため、全体としては本日の報告後議会報告を経てみどりの基本計画を確定して、その後に法定協議に入るということを考えております。 　2点目につきましては、今回の手続きに関して、都市計画緑地から都市計画公園に変更した後に、いわゆるストリートスポーツパークとして検討している施設の工事着手という流れであれば、都市計画法第53条に基づく協議及び手続きが必要では無くなるというところで認識しており、仮にこの都市計画公園への変更が今のタイミングで出来なければ、都市計画法第53条に基づく許可申請等々の手続きに関する調整をしていくということで考えております。 　現在のスケジュール感としては、今後の協議内容によりますが、変更に関する告示が先にできれば一部関係手続きを省略して施設の工事着手できると考えておりますが、仮に告示の時期が伸びた場合には、各種関連手続きの調整を行っていきたいと考えております。 【廣田委員】 　みどりの基本計画は先にやりますと回答がありましたが、資料P17に記載のとおり、淡々と進んでしまっていることですよね。住民意見反映というか、そもそもみどりの基本計画とは、というのをそもそも知っていただくひざ詰めとはいかないものの、懇談会やタウンミーティングみたいなものを通して行うものだと私は承知していましたが、次にはもう、本日の次は議会に報告となっており、この間に何かそういう住民との意見交換や、住民が知る機会、そして、住民の意見を受け入れる機会というのは相当設けるのですよね。半年くらいでは済まないものだと思いますが、そのあたりはどうなのでしょうか。それがあって初めて生きた計画として成立し、その中の位置付けとして法定的な協議を進めていきましょうと。その段階になればもう議論の余地はないでしょう、みどりの基本計画で十分に熟議を尽くした理由がこの都市計画変更の理由になってくるというふうに相当して置き換えるものだと思います。だとすれば、資料のような、行政手続きを淡々とやっていきますとしか見えないような手続きで法定協議までいってしまうのか、それはおかしいのではないでしょうか。 　もとより、この変更というのは、この間説明会はやりましたが、そのタイトルだけ見ても緑地と公園の変更となっており、公聴会についても初めてやるということでしたが、公聴会とは意見をとうとうと述べ、別

	に意見交換をする場ではないわけです。単純に意見を述べる機会になるだけのものを設けただけじゃないですか。全然熟議も足りてないし、そもそもの情報を知る機会というもの与えられていない、ここが問題だと私が申し上げております。 　このあたりは改めてどうでしょうか。 【都市計画課】 　情報の出し方と町民の意見反映、と言いうことをいただきましたが、そもそもの「この公園を作りたいです。ストリートスポーツパークを作りたいです。」ということについては、昨年度に基本構想及び基本計画を作る際の説明会及びパブリックコメントで皆様に初めて情報をお示ししたというところでございます。その後町ホームページや広報など、出せる情報のレベルに応じてタイミングを見て行ってきたところであります。ただ、みどりの基本計画というところに関しては、今回行った説明会及びパブリックコメントにて住民の方の意見をいただいたというふうに町としては認識しており、これに対して数が多いか少ないか、十分に意見を取り入れられたか、については、様々見方によって変わるところであると思いますが、町としてはこちらで一定数ご意見をいただいたと認識しています。これについては、前回みどりの基本計画を改定した際にも同じ手続きを持って行ってきたということであるため、特段今回の改定を急いで行っている、であったり、意見を聴取する機会が極端に少ない、ということであったりなどは認識していないところでございます。 　今回の改定に関しては 17 件のご意見と、前回の改定よりすごく多くのご意見をいただいたということもあり、皆さまの関心も高いということを認識していますので、こちらのご意見についてはもちろん今後公園として具体的な整備に着手する際には、反映していくというところではありますが、みどりの基本計画の改定案を変更したり、反映したりするまでは至らなかったご意見もあります。そちらについては、みどりの基本計画はこの素案のままで進めていきたいということになるものの、では実際公園として整備する際にこのご意見を一切考慮しないで作るかというとそうではなく、現在進めている設計等に反映できるところはしていきたいと考えております。 【廣田委員】 　今の回答は理解できませんでした。

	最後に意見として申し述べさせて終わりにさせていただきます。 昨今激甚災害で用途上合わない、こんな手続きをしていたら市民の生命信頼財産が危ぶまれる、という緊急的な案件、あるいは、広域的な都市計画としての必要性がある幹線道路のような施設であれば、手続きの最後に知ったとしても、「まあ必要だよね」という最低限のご理解をいただけるような案件と、本件は異なるものだと私は理解しています。 その点は十分理解していただき、今後の手続きを十分に進めていっていただきたい。 【梶田会長】 今後の手続きについて、進め方を検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。 【福岡委員】 時間が無いため、意見だけ伝えておきます。 1点目が、重複しますが、このタイミングにおける変更理由について、さっきから回答があるように、整備することが決まったから変更して、というのはやはり基本的におかしいと思います。その場所をどのような形にしていくかを決めてから、その中身ついて決めていくというのが本来の形だと思います。最初にどのようなものを作る、何を作る、というのが決まってからその用途を変更していきましょう、という形はおかしくないでしょうか。 基本的にこの場所にはこういった形にしていきましょう、という蓋然性の大枠かを決めてからなんとなく細かいことが決まっていくというのが普通の流れではないかと思うのですが、そこのところが逆ではないかとつくづく思うため、そこについて意見を言わせていただきます。 2点目、資料P11の決定理由と変更案について、当初決定した理由も含まれるとなっていますが、ストリートスポーツパークの施設については大会を開催するため大きな騒音を出すものであると思います。だからこの家が無い場所に建てるのだ、ということですが、そんな音がたくさん出るような場所において、なぜ休息地や自然観察の場としてふさわしいと、この理由が含まれているよ、となるのかが疑問です。 音はうるさいではないですか。やすらぎという名前は分かりますが、一体として大会をやり、人を集めて大きな音もたくさん出るのに、当初決定した理由も含まれるからさむかわ西公園の追加は良いのだ、ということについては疑問があります。

	3点目、説明会や意見聴取も含め、実施していただいているのは分かるが、やはり数が少ない。別の委員からもお話がありましたが、地方創生として、今回の内容はとても重要なものであると思うため、通常の者よりもたくさんの意見をもらうという形はとっていかなければいけないと思います。そこについて、やはり住民の方に知っていただき、説明会に来てもらうという形の取り組みが少し不足してしまっているのではないかと思わざるを得ないです。いろいろやっていただいているとは思いますが、それでも通常のものより幅広く多くの意見を聞かなければいけないという認識を持っていただき、縦覧などを実施される際にはたくさんの意見がもらえる、通常とは違う形の取り組みをしていただかないと、都市計画審議会としてもたくさんの意見を基に審議するということはできないかと思いますので、そこについてはこれまで以上の周知に取り組んでいただきたいと思います。 以上3点は意見のため、回答は結構です。 【村田委員】 もうこのストリートスポーツパークに関する計画は決定しているというものなのでしょうか。それとも、都市計画審議会でまだ決まっていないよ、まだ止められるよ、というものなのかどうか。 もう事業が決定しているのであれば、そのまま進むのであれば、せめて、千葉とか九州とかで災害が多いため、ヘリポートを着陸するくらいの防災基地にしていただきたい。 【都市計画課】 今回については、みどりの基本計画の一部改定及び都市計画的な位置付けとして、現状都市計画緑地になっているものを都市計画公園に変更することに対する報告をさせていただいているところです。 最終的には、都市計画変更のための諮問・答申をいただくところでありますが、事業としては既に予算化をして議決を経て進めているところになるため、仮に本審議会の総意として、ストリートスポーツパークを作るべきではないとなったとしても、それは事業化としては進んでいるというご認識でいただければと思います。 あくまでも都市計画の観点として、都市計画公園とすることはそぐわない、都市計画緑地としてあるべきだ、ということについての諮問をさせていただくことになりますので、そちらの内容についてのご審議をいただければと思います。

	先ほどの防災の観点については、我々もこの施設で担える防災機能は何か、というところについては検討している最中ではありますが、先ほどの回答のとおり水防拠点としての位置付けはほとんど確定しているものの、町民のための防災施設ということについては、まだ議論の余地があるため、今後の施設を整備する上での課題とさせていただきたいと考えております。 【梶田会長】 本日は報告というところですが、あくまでも都市計画の視点でということです。全体の事業としてはもう決まっていますが、ただ、先ほど言われたように都市計画変更は、我々としても議論の余地ありますので、是非検討いただければと思います。今後、諮問事項に入った時には、付帯意見を付けるなど、審議会としての対応はしていきたいと思います。今後、また報告、審議がございますので、そこでまた議論できればと思います。 その他はいかがでしょうか。 特に無いようなので、本日の報告事項については、ここまでとさせていただきたいと思います。 **３．そ の 他** 【梶田会長】 続きまして、その他に入らせていただきます。 事務局より何かありますでしょうか。 【事務局】 事務局からは特にありません。 【梶田会長】 委員の皆さんは全体を通して何かありますでしょうか。 【各委員】 特に無し。

	【梶田会長】 いろいろなご意見ありがとうございました。 本日の案件は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。 **４．閉　会** 【飯尾部長】 梶田会長、議事の進行ありがとうございました。 本日予定していた案件は全て終了しました。委員の皆様におかれましてもご協力をいただきありがとうございました。 次回の審議会については、10月上旬ごろに、本日もご報告させていただきました茅ヶ崎都市計画緑地の変更等に関する報告を予定しております。開催日程等詳細については、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。 これをもちまして、令和８年度第２回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。 Web参加の方は、随時退出ボタンを押してご退出をお願いいたします。 ありがとうございました。
配付資料	資料 1　寒川町都市計画審議会条例 資料 2　寒川町都市計画審議会委員名簿 資料 3　改定 寒川町みどりの基本計画の一部改定について（報告） 資料 4　改定 寒川町みどりの基本計画（一部改定案） 資料 5　茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について（報告）
議事録承認委員及び議事録確定年月日	出席委員全員により承認（令和８年９月29日確定）